

事務連絡
平成22年10月29日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第377号）が公布され、平成22年11月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成22年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成22年11月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

- 1 別表Ⅱ区分133の(3)の④のイを次のように改める。
イ 血流非遮断型（胸部及び腹部）

B00213303042

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード				
133	血管内手術用カテーテル					
	(3) P T Aバルーンカテーテル					
	① 一般型					
	ア 標準型	B002	133	03	01	1
	イ 特殊型	B002	133	03	01	2
	② カッティング型	B002	133	03	02	
	③ 脳血管攣縮治療用	B002	133	03	03	
	④ 大動脈用ステントグラフト用					
	ア 血流遮断型（胸部及び腹部）	B002	133	03	04	1
	イ 血流非遮断型（胸部及び腹部）	B002	133	03	04	2
	⑤ スリッピング防止型	B002	133	03	05	

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード				
133	血管内手術用カテーテル					
	(3) P T Aバルーンカテーテル					
	① 一般型					
	ア 標準型	B002	133	03	01	1
	イ 特殊型	B002	133	03	01	2
	② カッティング型	B002	133	03	02	
	③ 脳血管攣縮治療用	B002	133	03	03	
	④ 大動脈用ステントグラフト用					
	ア 血流遮断型（胸部及び腹部）	B002	133	03	04	1
	イ 血流非遮断型（胸部）	B002	133	03	04	2
	⑤ スリッピング防止型	B002	133	03	05	